

URL: http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/tg_fam/
作成: 田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部准教授)

現代家族論

2010年度前期 (東北学院大学)
<土5> 泉キャンパス2号棟 (講義棟) 221 教室 (登録コード=021)

科目名: 現代家族論

テーマ: 現代日本における家族変動

講義内容: 「家族」に対する社会的な視点を習得すると同時に、現代の日本における家族の変動について、統計データに基づいて把握する。

達成目標: 家族社会学の基礎的な概念を習得するとともに、現代日本社会における具体的な問題についての研究成果を把握する。

教科書: 神原文子・杉井潤子・竹田美知 (編) (2009) 『よくわかる現代家族』ミネルヴァ書房。

参考書: 湯沢雍彦・宮本みち子 (2008) 『データで読む家族問題』(新版) 日本放送出版協会。

成績評価方法: 定期試験 (60%)、小テスト (2回、40%)
〔正当な理由で受験できなかった場合は、授業中の課題によって代用する〕

その他の参考文献

- 山田昌弘 (1994) 『近代家族のゆくえ: 家族と愛情のパラドックス』新曜社。
- 藤見純子・西野理子 (編) (2009) 『現代日本人の家族: NFRJ からみたその姿』有斐閣。
- 利谷信義 (2005) 『家族の法』有斐閣。
- 京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。

授業計画

1. イントロダクション (4/17)
2. 家族とは (4/24) [I-1, II-1, II-3, II-4, XI-7, XI-8]
3. 現代日本の家族制度 (5/1~5/22)
 - 夫婦関係 [XI-1, VI-2]
 - 親子関係 [XI-3, VIII-2, VIII-6, XI-4]
 - 離婚・離縁・相続 [XI-2, VII-7, VII-8, XI-3, XI-6]
4. 人口と家族 (5/29) [VIII-8]
5. ここまでのまとめと第1回小テスト (持込可) (6/5)
6. 恋愛と結婚 (6/12~6/19)
 - 見合い結婚から恋愛結婚へ [VI-2, VI-1, VI-3, XIV-2]
 - 「近代家族」における親密性 [III-1, XIII-5, XIII-7]
7. 子どもの成長と教育 (6/26) [III-8, IX-1, IX-5, XIII-4]
8. ライフコースと家族 (6/20) [VI-4, X-1, X-8]
9. ここまでのまとめと第2回小テスト (自筆メモ1枚のみ持込可) (7/3)
10. 家族と社会保障 (7/10~7/17)
 - 生産・分配・消費 [XII-10, VII-4, XII-4]
 - 保障と扶養 [XI-5, X-4]
11. 全体のまとめ (7/24)
12. 定期試験

※ () 内の日付は、おおよその計画をあらわしているが、実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

※ [] 内は、講義で参照する教科書の主な章をあらわす。事前に当該の章に目を通して概略を理解しておくこと。

配布資料残部は2号棟1階「教員控室」前のボックスに入れておきます (講義後1週間のみ)。また、インターネットで入手することもできます (著作権上の問題がない部分のみ)。

講師連絡先

〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1 東北大学川内南キャンパス
文学部・法学部合同研究棟 2F 日本語教育学研究室
E-mail: tanakas2009@sal.tohoku.ac.jp

授業前後は、2号館1階「教員控室」にいることが多いと思います。

2010.4.17

現代家族論 (田中重人)

受講登録フォーム

氏名 (よみがな) :

学年 :

学生番号 :

所属 (学部・学科・コース) :

関心のある話題/この授業に関する希望 :

以下は採点用

4/24	5/1	5/8	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24	7/30

小テスト1			
小テスト2			
定期試験			

予備知識の調査 (成績評価には関係ありません)

(1) 「核家族」とは何か。簡単に説明せよ。

(2) 「M字型曲線」とは何か。簡単に説明せよ。

(3) つぎの文章の () 内にあてはまる数字を入れよ。

民法第 731 条によれば、女性は () 歳、男性は () 歳にならないと結婚できない。また、() 歳になるまでの間は、父母の同意がなければ結婚できない。

労働基準法第 56 条によれば、() 歳未満の児童を雇用することは原則としてできない。

きょうだいは () 親等の関係にある。

(4) 「高齢化社会」とは何か。簡単に説明せよ。

予備知識の調査：解答例

(1) 「核家族」とは何か。簡単に説明せよ。

夫婦と未婚の子供のセットのこと。

(2) 「M字型曲線」とは何か。簡単に説明せよ。

女性の年齢階級別の労働力率（または就業率）のグラフを描くと、両側にふたつの山があってその間が落ち込んだ形になる。この形がアルファベットの「M」に似ているため、「M字型曲線」と呼ばれる。

(3) つぎの文章の（ ）内にあてはまる数字を入れよ。

民法第731条によれば、女性は（ 16 ）歳、男性は（ 18 ）歳にならないと結婚できない。また、（ 20 ）歳になるまでの間は、父母の同意がなければ結婚できない。

労働基準法第56条によれば、（ 15 ）歳未満の児童を雇用することは原則としてできない。

きょうだいは（ 2 ）親等の関係にある。

(4) 「高齢化社会」とは何か。簡単に説明せよ。

人口の中の高齢者の割合が増加して一定以上の比率を占めるようになった社会を「高齢化社会」という。65歳以上の者の比率が7%以上という基準を使うことが多い。

親族関係用語について

「**親族**」とは …… 親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- ・ 孫 = 子供の子供
- ・ 祖父母 = 親の親
- ・ 兄弟姉妹 = 親の子
- ・ 姑・舅 = 配偶者の親
- ・ 甥・姪 =
- ・ 義理の兄弟姉妹 =

(1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「**血族**」、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「**姻族**」という。

(2) 親族のうち、世代的に上の者を「**尊属**」、下の者を「**卑属**」という。

(3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「**直系**」、折り返さないとたどりつけない場合を「**傍系**」という。

(4) 親族関係の近さをあらわすのに「**親等**」を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである。

【問題】 上にあげた「孫」から「義理の兄弟姉妹」までについて、上記の(1)～(4)にしたがって分類してみよう。

第2講 家族とは (4/24)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 教科書 I-1 の内容を理解する

1 課題について

1.1 今回の課題

- 教科書 I-1 を読み、各自でわからない語句や文章を用紙左側に抽出
- そのあとの討論や講義を聴いてわかったことを用紙右側に書く
- 左右の対応関係がわかるようにすること (矢印でむすぶ、番号を対応させるなど)

1.2 授業時間内課題についての注意事項

授業の前半と後半にそれぞれ構想・執筆のための時間を設ける。授業時間内に完成させて提出すること。課題用紙は表面だけを使う。裏面には何も書いてはならない。

常体 (「である」体) で、きれいな読みやすい字で書くこと。ことばの誤用や誤字がないように注意すること。国語辞典 (電子辞書でよい) を常備することがのぞましい。

下書きのための用紙は各自で用意する。ノートでもよいし、大きい紙やカードを用意してもよい。また、執筆中の推敲が必須になるので、鉛筆 (またはシャープ・ペンシル) と消しゴムで書くことがのぞましい。

教科書と配布資料のほか、何でも参照してよい。ただし、何を参照したかをかならず書くこと。教科書については、参照したページを書く。

提出前にならず誰かにみせて意見をもらうこと。意見をもらった相手と意見の内容を用紙下部の該当欄に書く。

用紙下部の「教員宛メッセージ」欄には、授業に関する感想・質問・意見、次回以降の欠席の連絡などを書く。

提出された課題用紙は、つぎの回に返却する。修正の指示がある場合は書きなおして再提出すること (そのつぎの授業時または学期末)。修正の指示がないばあいも、書きなおして再提出してもよい (任意)。いずれの場合も、書きなおし前のものと書きなおし後のものの両方を提出すること。

欠席・早退などのために提出できなかった場合は、後日提出してもよい。なお、用紙は <http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/brd.pdf> から入手できる。

学期末にすべての課題をまとめて再提出してもらうので、いったん返却された課題用紙をきちんと保管しておくこと。

2 「家族」制度に関するふたつの問題

私たちは、ある範囲の人々をひとまとめにしてひとつの「家族」としてあつかい、特殊な権利と義務をあたえている。

- 家族の範囲はどうやって決まるのか?
- 家族 (の成員) には、体內的・対外的にどのような権利と義務があたえられているか?

3 家族形成規範

親族関係に基づいてひとまとまりの親族の範囲を確定するルールが制度として確立している場合、そのルールのことを「家族形成規範」という。

3.1 夫婦家族制 (conjugal family system)

複数の夫婦をふくんではならないというルール。(俗に「核家族制」と呼ばれることもある) このルールのもとでは、つぎのような「家族」が生じる。

- 夫婦のみ
- 夫婦と未婚子
- 片親と未婚子
- 未婚のきょうだいのみ

3.2 直系家族制 (stem family system)

夫婦が各世代に1組ずつふくまれるべきとするルール。このルールのもとでは、夫婦同士は直系の関係にある。傍系の関係にある夫婦が同一の家族に入ることはない。

3.3 複合家族制 (joint family system)

傍系の関係にある夫婦をふくんでもよいとするルール。このルールのもとでは、傍系の関係 (たとえばきょうだい同士) の夫婦を多数ふくんだ大規模な家族が形成される。

4 民法と戸籍法

4.1 日本における家族法の歴史

親族関係を規定する法体系のことを「家族法」(family law) という。古い用語では「身分法」「人事法」ともいう。また、相続に関する部分を「相続法」と呼び、それ以外の部分を「親族法」と呼んで区別することがある。

日本の家族法に関する年表 (有地, 2005, pp. 4-11)

- 1868: 明治維新
- 1872: 戸籍法 施行 (=「壬申戸籍」)
- 1890: 旧「民法」制定 → 「民法論争」 → 施行されないまま廃止 (教科書 III-2)
- 1898: 再度の民法制定 (=「明治民法」)
- 1945: 連合国軍による占領 (~1951)
- 1947: 民法・戸籍法 改正 (=現行民法・戸籍法)

4.2 明治民法と戸主制度

教科書 XI-7, XI-8, XII-7 参照

- 全国民を登録するデータベースとしての「戸籍」編成 → 「家」を単位とする
- 「家」を運営する責任者としての「戸主」(家産に関する権限、成員の結婚等についての許可権)
- 戸主以外の成員を「家族」と呼んでいた(明治民法 732条)

4.3 現行法における戸籍

戦後改革と民法・戸籍法改正

- 戸主の廃止 → 「筆頭者」
- 夫婦家族制の戸籍 → 3代戸籍の禁止
- 本籍地と「氏」をインデックスとする親族関係データベース

4.4 親子関係

- 嫡出子と非嫡出子 = 結婚している両親から産まれたかどうかによる区別
- 養子縁組 = 血縁関係の擬制
- 継親子関係 (stepfamily) = 配偶者の子は自分の子とは限らない

5 生活構造と家族

5.1 世帯とは

居住と生計を共にする集団を「世帯」(household)と呼ぶ。

測定しやすいので、事実上「家族」概念の代用として、研究／政策上つかわれてきた。

5.2 地理的移動と家族

別々に暮らしていると別世帯か？

- 一時的な別居の場合(単身赴任、進学、留学など)
- 「2世帯住宅」
- 近居の場合
- 行政や社会保障における世帯のあつかい(例：遠隔地被保険者証)

6 参考文献

森岡 清美 (1983) 『家族社会学入門』(新版) 有斐閣.

有地 亨 (2005) 『家族法概論』(新版 補訂版) 法律文化社.

第3講 現代日本の家族制度(1) 夫婦関係 (5/1)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 結婚制度の仕組みとそれに伴う法的な権利・義務を理解する

1 前回課題について

1.1 「イエ」(家) 制度とは

明治期以前の日本社会に広く見られた家族制度。子供のうちだれか一人があとをついでいく「直系制」の家族制度である。

ただしこれにもさまざまな変種があり、地方によって、また社会層によって制度がちがっていた。明治政府は、全国の調査をおこなって親族・家族に関する慣行を調べた上で、統一的な家族制度を成立させた(教科書 III-2)。

敗戦後の一連の改革によって、このイエ制度は法律上は廃止された。

昔はともかく、いまの戸籍は単なる親族関係データベースである → なぜ戸籍がそんなに重要視されるのか? 「社会の基本的単位」(教科書 p. 4) とは?

1.2 ステップファミリー (stepfamily)

継親子関係を含む家族のこと (教科書 VIII-5)。養子縁組によって実親子関係に移行することも多い。

1.3 その他

- 「家族する」家族 → 中野収の本
- 「家庭のない」家族、「ホテル家族」 → 小此木啓吾の本

2 今回の課題

結婚によって生じる権利と義務について説明せよ。

- 課題用紙の回答欄のすくなくとも左半分を埋めること
- きちんとした文章のかたちに仕上げる
- 教科書の参照箇所: XI-1, VI-2, X-4, XIV-2 など

3 「結婚」とは

「結婚」(marriage) という制度は、全世界のほとんどの人類社会に存在する。

- 性関係の排他性
- 子供の父親の確定
- 経済的な共同性

しかし、その内容は社会によっておおきくちがう。結婚相手の人数(単婚/複婚)、結婚できる相手の範囲、結婚にともなう権利と義務、結婚の成立条件、離婚制度など。

3.1 日本社会における結婚 [XI-1]

法律婚(婚姻): 法律上の「婚姻」は「婚姻届」を出すことで成立する。

事実婚(内縁): 婚姻届を出していなくても、2人による実質的な共同生活が営まれている場合、婚姻に準じてあつかわれることが多い。ただし、相続権などについては、法律上の婚姻とは区別される。

事実婚についての規定は民法中にはない。明治期以降の家族法に関する学説(内縁準婚論)と判例によって確立してきたものである。

いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということはできないが、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係ということを防げない(最高裁判所 1958年4月11日)

「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を「配偶者」としてあつかうと明示する法律もある(たとえば健康保険法 3条)。

婚姻届出制度の普及に時間がかかったため、明治~昭和初期までは、婚姻届を出さない夫婦が多かった。

現在は、届出をしない夫婦は非常にすくない。正確な統計はないが、1999年の「第1回全国家族調査」(日本家族社会学会, 2000, p. 59, 125)によると、夫婦の「姓」が別であるケースは0.5%程度である。

3.2 結婚にともなう権利と義務

- 貞操の義務
- 生活保持義務 [X-4, XI-1, XI-5]
- 対外的な連帯責任 [XI-1]
- 子供の嫡出推定と共同親権 [XI-3]
- 権利の代理行使
- 相続権 [XI-6]

これらのほとんどは、別の方法で実現することができる: 個別に契約を結ぶ/財産を共同名義で登記する/子供の認知/養子縁組/後見人/遺言など。ただし、非常に煩雑である。結婚とは、簡単な手続きによってこれらをまとめて実現するセット・メニューのようなもの。

生活保持義務(中川 1976) とは何か? → 教科書から探してみよう。

3.3 夫婦の財産関係

夫婦間の財産関係については、「夫婦財産契約」(民法 755-759 条)を結ぶことができる。この契約は、婚姻前に登記しておかなければならず、また婚姻後には変更できない。実際の契約数はきわめてすくない [XI-1]。

夫婦財産契約がなければ、夫婦の財産関係は民法 762 条にしたがう (法定財産制)。

特有財産: 夫婦それぞれが婚姻前から持っていた財産と、婚姻中に自分の名義でえた財産

共有財産: 夫婦のどちらかに帰属するかがあきらかでない財産

実際には、夫婦が協力してえた財産 (特に不動産) については、一方の名義になっていても、共有財産 (あるいは潜在的な持ち分がある) とみなす判例が確立している [XI-1, XI-2]。

→ 離婚の際の財産分与 (次々回)

3.4 子供の嫡出推定と認知

→ 次回

4 同性愛者の「結婚」

現在の日本の制度では、結婚は異性同士の組み合わせに限られている。法文上の規定はないが、事実上、同性同士の婚姻届は受理されない。また、「内縁」とみなされることもない。

→ 異性愛同士のカップルとの格差 [XIV-2]

5 参考文献

- 中川善之助 (1976) 「親族的扶養義務の本質」(中川善之助 人と学問) 『法学セミナー』 253, pp. 190-207. (初出 (1928) 『法学新報』 38(6))
- 日本家族社会学会 (2000) 『家族についての全国調査 (NFR98) No. 1』 日本家族社会学会全国家族調査研究会.
- 棚村政行 (2006) 『結婚の法律学』 (第 2 版) 有斐閣.
- 利谷信義 (2009) 『家族の法』 (第 3 版) 有斐閣.
- 湯沢雅彦・宮本みち子 (2008) 『新版 データで読む家族問題』 日本放送出版協会.

第4講 現代日本の家族制度(2) 親子関係 (5/8)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師, 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 親子関係に関する法律の仕組みを理解する

1 前回課題について

- 内容のまとまりにしたがって段落に分割すること
- 教科書の文章を写すのはなるべく避け、自分の理解に基づいて自分のことばで書くこと
- 「生活保持義務」と「生活扶助義務」のちがいを (教科書 X-4, XI-5)

2 今回の課題

親子関係を確定する法律上の仕組みについて説明せよ

3 現代日本社会における親子関係

法律上、親子関係は実親子と養親子にわかれる。

- 実親子関係 (parent/child by blood).....子供の出生によって発生
- 養親子関係 (adoption).....養子縁組によって発生

実親子関係は、いったん確定したあとは、親の婚姻・離婚によっては変化しない。また、養子縁組をおこなっても、実親子関係はなくなる(「特別養子」の場合を除く)

4 実親子関係

実親子関係は、子供の出生によって生じる。出生届、出生証明書
母親との関係は、出産によって確定する

一方、父親との関係は:

婚姻中に妊娠した子供は夫の子供 (嫡出子) と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定

具体的には、婚姻の成立から200日後、解消 (離婚・死別) から300日以内 (民法 772条)
夫は1年以内に否認の訴えを起こすことができる (民法 774-778条)

それ以外の場合、父親による「認知」(affiliate) が必要

母との婚姻後に父が出生届を出した場合 (戸籍法 62条)

父が「認知届」を出した場合 (戸籍法 60条)

子供 (または代理人) は認知の訴えを起こすことができる (民法 787条)

子供あるいは利害関係者は、認知の無効の訴えを起こすことができる (民法 786条)

嫡出子 / 非嫡出子と戸籍

- 婚姻している (いた) 夫婦を父母とする子供を「嫡出子」という。認知後に婚姻した場合や婚姻中に認知した場合をふくむ。
- 嫡出子以外の子供を「嫡出でない子」(非嫡出子) という。父が認知している場合とそうでない場合がある。
- 子供は、出生届の時点で、母または父が筆頭者になっていれば、その戸籍に記載される。そうでない場合は、親子だけの新たな戸籍がつけられる。
- かつては戸籍上 (および住民基本台帳) の続柄の記載で、嫡出かそうでないかがわかるようになっていた。現在は、嫡出 / 非嫡出に関わらず「長女」「長男」などと記載されている。

5 養親子関係

「養子縁組」(adoption).....血縁上の親子関係がない者同士の間には、法律上の親子関係を擬制する制度。
養子縁組の条件

- 養親は成人でなければならない
- 養子は養親より年長であってはならない
- 尊属を養子にすることはできない
- 未成年者あるいは被後見人を養子にするには家庭裁判所の許可が必要

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。

養子縁組は、「離縁」によって解消できる 次回

特別養子縁組: 実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる制度 (民法 817条の2-11: 1987年新設)。

- 6歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合
- 従前の父母の同意が必要 (虐待が行われている場合などを除く)
- 養親は25歳以上で有配偶でなければならない
- 家庭裁判所の審判によって成立する
- 実の親子関係とそれに基づく親族関係は、これによって終了する

6 親権

「親権」(custody) ……未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利 (民法 818 条)。

居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権 (民法 820-824 条)

- 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- 父母が婚姻していれば、共同で親権をおこなう
- 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない。
- 子供の養育・扶養の義務は、親権者でない親にもある (ただし親権者の方が優先される) 生活保持義務
- 親権者は、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。
- 親権が濫用された場合、家庭裁判所は親権の喪失を宣告できる。

7 宿題

借家法 7 条の 2 (教科書 p. 158 欄外 注 1) について、つぎのことを A4 用紙一枚にまとめ、次回提出

- (1) 条文
- (2) この規定はどのような内容を自分のことばで説明
- (3) この規定は現在の法律ではどのようなあつかいになっているか
- (4) これらの情報をどうやって調べたか

第5講 現代日本の家族制度(3): 離婚・離縁・相続 (5/29)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 親族関係の解消に関する法律の仕組みを理解する

1 前回課題について

- 「嫡出子」と「嫡出推定」の混乱
- 「認知」について争いがある場合
- 「認知」を請求できるのは誰か?
- 婚姻に関する準拠法問題
- 父による認知と親権の帰属
- 子供の取り違えのケース

2 宿題について

2.1 借家法 7条の2 とは

借家法 (1921年法律第50号) 7条の2:

居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人ガ相続人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ当時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為ササルモ賃借人ト事実上夫婦又ハ親子ト同様ノ関係ニ在リタル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ権利義務ヲ承継ス 但シ相続人ナクシテ死亡シタルコトヲ知りタル後1月内ニ賃借人ニ対シ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2 前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃貸借関係ニ基キ生ジタル債権又ハ債務ハ同項ノ規定ニ依リ賃借人ノ権利義務ヲ承継シタル者ニ帰属ス (「法庫」 <<http://www.houko.com/00/01/T10/050.HTM>> 2010年5月18日閲覧)

この条文は「借地法等の一部を改正する法律」(1966年法律第93号)によって新設された。

第七条ノ二の規定の新設は、居住用の建物の賃借人が相続人なくして死亡した場合に、現行法では借家権が消滅し、同居の内縁の夫婦または事実上の養親子の関係にある者でも立のかざるを得ないこととなりますので、これらの者の居住権を保護いたしますため、反対の意思表示をしない限り、これらの者が借家権及びその借家関係により生じた債権債務を承継するものとしたしました。(第51回国会 衆議院法務委員会 第21号 (1966年3月31日)での石井法務大臣による提案理由説明。国立国会図書館「日本法令索引」 <<http://hourei.ndl.go.jp/>> の会議録一覧による。2010年5月18日閲覧)

借家法は「借地借家法」(1991年法律第90号)によって廃止された(ただしそれ以前の契約について一部効力がのこっている(借地借家法 附則))。現在は借地借家法 36条に同様の条文がある

2.2 法律情報の調べかた

法律の名称と略称、法令番号について

改正法の仕組み → 「〇〇を改正する法律」によるパッチワーク

改正法を「織り込んだ」形の最新の条文が提供されている

- 「六法」などの書籍
- 法令データ提供システム (総務省) <<http://law.e-gov.go.jp/>>

立法・改正の経緯

- 日本法令索引 (国立国会図書館) <<http://hourei.ndl.go.jp/>> → 立法時の国会の議事録などもたどることができ

3 小テストについて

6/12に第1回小テストをおこないます。

- 何でも持ち込み可
- 試験範囲は、6/5の授業内容まで
- 試験終了後は通常の授業をおこないます

4 今回の課題

離婚をおこなう主要な3つの方法を説明したうえで、現行の離婚制度の問題点を指摘せよ

- 課題用紙の回答欄のすくなくとも左半分を埋めること
- きちんとした文章のかたちに仕上げる
- 教科書の参照箇所: XI-2, VII-7, VII-8, VIII-4, VIII-5, XI-4 など

5 離婚 (divorce)

婚姻は、一方の死亡または「離婚」によって解消する。

離婚の方法には、夫婦の合意で「離婚届」を提出する協議離婚、家庭裁判所での「調停」、家庭裁判所に訴訟を起こす場合の3種類がある。ただし、訴訟を起こすには、その前に調停をおこなわなければならない(「調停前置主義」)。年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である(人口動態統計2007)。

未成年の子供がいる場合、夫婦のどちらが親権をおこなうかも離婚手続きのなかで決める(民法766条)。財産分与などの経済的な給付(離婚給付)については、離婚と同時に決めてもよいし、離婚成立後にあらためて決めてもよい。夫婦のうち、筆頭者でないほうが元の戸籍に戻るか、新しい戸籍がつくられる(その場合の氏は元の戸籍とおなじになる:「復氏」)。ただし、3ヶ月以内に届け出ることによって、婚姻中の氏を称することができるようになる(「婚氏統稱」)。子供の戸籍は、婚姻中と同じ。

5.1 協議離婚

夫婦は、その協議で、離婚をすることができる(民法 763条)

具体的な手続きは、「離婚届」を役所に提出すればよい。夫婦間に合意があり、書類に不備がなければ、それで離婚が成立する。ただし、未成年の子供については、夫婦のどちらが親権をおこなうかを決めなければならない。

離婚届を勝手に出されるのを防ぐため、「不受理申出」をおこなうことができる。

5.2 調停

夫婦の一方(または双方)は家庭裁判所に「調停」を申し立てることができる。裁判官1名と調停委員2名(男女)が調整して、離婚が回避不可能な状態かどうか、離婚するならどのような条件にするかを決める。夫婦が離婚することに合意すれば、それで離婚が成立する。

夫婦が合意しない場合でも、「審判」によって離婚を命じることができる(家事審判法24条)。これにたいして、当事者は2週間以内に異議を申し立てることができる。異議を申し立てると、審判は無効になる(家事審判法25条)。

5.3 裁判

調停によって離婚が成立しなかったときは、夫婦の一方は、家庭裁判所に離婚の訴訟を提起することができる。

夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる(民法770条)。

- (1) 配偶者に不貞な行為があったとき。
- (2) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- (3) 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- (4) 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- (5) その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

家庭裁判所による判決に対しては、高等裁判所への控訴、最高裁判所への上告ができる。

離婚が認められる理由は上記のように漠然としたものである。個々の裁判において、それぞれの夫婦の事情を考慮しながら判決が下されてきたため、基準は必ずしも一貫していない。特に、第5項の「婚姻を継続し難い重大な事由」に何をふくめるかについては、判決によってかなりの幅がある。

夫婦関係が実質的に破綻している場合、その原因をつくった側からの離婚の請求を認めるかが問題になる。裁判所は、婚姻の破綻について責任のある側(有責配偶者)からの離婚請求を認めない立場をながらとってきた(例：1952年2月19日 最高裁判所判決(夫の浮気によって婚姻関係継続が困難になったケース))。

有責配偶者からの請求であっても、実質的に婚姻が破綻していることを理由に離婚を認める立場を「破綻主義」(no-fault divorce)と呼ぶ[教科書 XI-2]。1987年9月2日 最高裁判所判決(夫婦がすでに36年間別居しており未成年子がいないケース)では、きびしい限定をつけた上で有責配偶者からの離婚請求を認めた。このような立場を特に「消極的破綻主義」と呼ぶことがある。

5.4 離婚給付

離婚をした者の一方は、相手方に対して「財産分与」を請求することができる(民法768条, 771条)。離婚後に請求してもよい。実際には、離婚時にまとめて処理してしまうことが多い。

財産分与の目的や根拠について、法律は何も規定しない。しかし、学説・判例上、婚姻中に得た財産の清算と、離婚後の生活に関する扶養(または補償)のふたつの側面をふくむとされている。

分与額の決めかたについても法律上の規定はない。現在では、財産の清算については、特別の事情がないかぎり半分ずつとする基準が定着してきている。扶養/補償については、離婚後の生活が困窮しそうな場合の最低限の生活保障だけとよとする立場から、婚姻中の分業によって職業上の地位に差が生じたことについて公平に調整すべきだとする立場まで、かなりの幅がある。また、分与の対象となる「財産」の範囲もひろがってきている(退職金、年金、職業資格、ブランド、稼働能力など)。

そのほか、離婚の原因について一方に責任があるとして、「慰謝料」を請求する場合がある。これを財産分与にふくめる説と、別物であるとする説がある。慰謝料と財産分与の両方をふくめて、離婚の際におこなわれる経済的な給付の全体を「離婚給付」と呼ぶ。また、婚姻中の費用負担などについての清算、子供の養育にかかる費用の請求も同時におこなわれることがある。

5.5 親権と養育義務

未成年の子供について夫婦で共同親権をおこなっていた場合、離婚後にその子供の親権をどちらがおこなうかを決めなければならない。かつては夫が親権をおこなうケースが多かったが、1960年代後半に逆転し、現在では妻がおこなうケースが8割を占める。裁判で親権を決める場合には、子供の福祉が最優先とされる。具体的な基準としては、生育環境の継続性、子供の意思、母性優先など。また、最近では、親権を両親の間で分割する事例が出てきている[教科書 XI-4]

親権をおこなわない場合も、親子関係がなくなるわけではない。したがって、子供に会ったり文通したりする権利(面接交渉権)があるとされている。また、子供の養育の義務も残る。特に、経済的な側面から子供の生活費(いわゆる「養育費」)を負担する義務があるが、実際には離婚の際に養育費の取り決めをおこなわないケースが多く、また取り決めがあってもきちんと支払われないままになってしまうこともある。

5.6 内縁・事実婚の解消

内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。実務上は、法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきとされており(内縁準婚論)、財産の分与などを請求することができる。

6 離縁

養子縁組は、「離縁」によって解消できる(民法811, 814条)。ただし特別養子を除く。離縁の手続きは、離婚とほぼ同等。[教科書 p. 163]

養子・養親が死亡した後も離縁の手続きをとることができる。養子縁組を通じての血族関係を終了させたいときに使う。

7 相続

人が死亡した場合、財産は相続(inheritance)の対象となる。[教科書 XI-6]

東北学院大学 教養学部「現代家族論」2010年度

第6講 人口と家族 (6/5)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 人口ピラミッドを読む

1 前回課題について

離婚制度そのものの問題点

- 協議離婚の手続きが容易すぎる?
- 調停→裁判の時間が長い?
- 裁判で離婚を認める基準の不透明性
- 有責主義か破綻主義か
- 戸籍との関連

離婚にともなう問題

- 結婚生活にともなう不可逆な変化 ……子供、職業、財産……
- 親権、養育費、面接交渉権などの問題
- 離婚給付 (財産分与、慰謝料)

2 今回の課題

別紙の「人口ピラミッド」からどんな特徴が読みとれるか。全体的な形状のほか、特に A~D の部分に注目して説明すること。

3 人口学とは

「人口」(population): ある属性 (たとえば居住地・年齢・性別など) に該当する人間の数

人口やそれにかかわる問題について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。

- 人口静態……ある一時点における人口の状態
- 人口動態……ある一定期間における人口変動要因 (出生・死亡・移動など)

4 人口ピラミッドとコーホート

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高齢になるようにして、グラフにあらわしたものを。年齢構造の特徴をひと目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか?

- 年齢3区分: (0-14歳; 15-64歳; 65歳以上) → 年少人口係数、老年人口係数 (高齢化率) など

出生コーホート (birth cohort)……おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。

1950年、2000年の人口ピラミッドをもとに、50年間の人口の変動を考えてみよう

- 自分の出生コーホートは? 2000年の人口ピラミッドではどこに属しているか?
- 自分の両親や祖父母は?
- 自分の60歳年上の人にとって、1950年当時の状況はどういうものだったか?

5 人口転換

人口は、かなりダイナミックに変動する

- 等比数列的な増加・減少
- 年齢構造の変動

特に、近代化にともなって、死亡率が低下し、ついで出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

という変化を経験する。日本社会では、1920年代~1950年代ごろ。

6 文献

- 和田光平 (2006) 『Excelで学ぶ人口統計学』オーム社。
- 京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。

東北学院大学 教養学部「現代家族論」2010年度

第7講 恋愛と結婚 (6/19)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 結婚をめぐる状況の近年の変化を理解する

1 今回の課題

1970年代以前の日本人はなぜ高い確率で結婚していたのか。教科書などを参考にして、現在の日本社会とのちがいについて考察せよ。

参考になりそうな章: I章(3), III章(4,5,7,10,12), IV章(1), V章(6), VI章(1-4)

2 未婚化と少子化

1960年以降の女性の未婚率の上昇と1980年以降の男性の未婚率の上昇(教科書 p. 88)

生涯未婚率とは:

「平均初婚年齢」には2種類ある。

- 人口動態統計に基づくもの: その年に婚姻届を出した初婚夫婦のそれぞれの年齢の平均値
- SMAM (singulate mean age at first marriage): 未婚でいる期間の平均値。人口静態統計(日本では国勢調査)の年齢別未婚率を使い、平均寿命と同様の方法で計算する。ただし、生涯(ふつう50歳まで)未婚の人口を除いて計算する。

未婚化と出生力低下の関係ははっきりしない(コホート観察のむずかしさ)。すくなくとも半分くらいは結婚の遅れが原因か?

3 結婚をめぐる規範

- 慣習としての結婚
- 婚姻外性関係の禁止

4 イエ制度のもとでの結婚

- 「イエ」同士の結合としての結婚
- 結婚を決めるのは誰か?
- 見合い結婚から恋愛結婚へ

5 個人の合理的意思決定としての結婚

結婚することのメリットは何か?

- 結婚以外ではできない(やりにくい)活動
- 規模の利益
- 分業の利益

6 結婚と生活保障システム

- 「イエ」を単位とした家族的経営による生活保障の崩壊
- 正規雇用(家族賃金)と核家族を軸とする生活保障システム
- 性別分業と労働市場における性差別

7 親密性を中心とする家族

- 「近代家族」(modern family)とは

東北学院大学 教養学部「現代家族論」2010年度

第8講 子供の成長と教育 (6/26)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師, 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 子供の社会化と家族

1 第2回小テストについて

7/10 授業時に小テストをおこないます。

- 時間は20分程度
- 範囲は、授業の最初から今週末までの授業でとりあげた内容
- A4判1枚の手書きのメモのみ持込可 (両面に書いてよい)
- メモはテスト終了時に答案と一緒に提出
- 欠席のあつかいは第1回の小テストと同様

テストの後は通常通り授業をおこないます。

7/3 は休講

2 今回の課題

子供の社会化において家族が果たす役割について述べよ

3 「社会化」(socialization) とは

すでにその社会にいる誰か (=agent) が子供を対象として「社会化」をおこなう、という観点から定義される場合と、子供自身が自分について「社会化」をおこなうという観点から定義される場合がある。

- 教科書での定義は?
- 具体例としてどのようなものがあげられるか?

なお、「社会化する」(socialize) という動詞は、通常は他動詞として使われる。親が子供を社会化する、など

4 社会化のエージェント

すでに社会にいるさまざまな個人や組織によって子供の社会化が行なわれる

- 代表的なエージェントとして何があるか?
- それらのエージェントは、それぞれ社会化のどの部分を担当しているか?

5 発達の段階

「第1次社会化」とは:

「第2次社会化」とは:

これらは、子供の発達段階を大きくふたつに区切って並んでいるものであるが、境界ははっきりしない。

参考: ジャン・ピアジェ (Jean Piaget) による発達段階説によれば、子供は、感覚運動期 前概念的思考 直感的思考 具体的操作期 形式的操作期 の順で発達を遂げていく。

6 家族の機能縮小と教育制度

近代化 (modernization) にともなう社会の変化

- 経済面: 分業と市場経済の発達; 産業化; 雇用労働者化
- 政治面: 国民国家; 民主化; 福祉国家
- 生活様式: 合理化; 都市化; 学校教育

これらの変化の結果として、労働に従事しない教育対象としての「子供」が出現した。現代社会では、政府の定めるカリキュラムにしたがって学校教育が行われている。

教育基本法と学校教育法

児童労働の禁止 (労働基準法)

親権との関係 (民法)

7 参考文献

- 柏木恵子 (編) (2010) 『よくわかる家族心理学』ミネルヴァ書房 .
- 斎藤耕二・菊池章夫 (編) (1990) 『社会化の心理学ハンドブック: 人間形成と社会と文化』川島書店 .

第9講 家族と社会保障 (7/17)

田中重人 (東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 現代日本における社会保障システムと家族

1 今後の予定

- 7/24 「授業時間内課題」再提出

これまでの「授業時間内課題」をまとめて、7/24 に提出。日付順にならべて表紙をつけ、上端を綴じること。現在の観点からみて内容を修正したい場合は、緑以外の色ペンで修正する。または、新たに A4 判の用紙を用意して修正内容を書き、いっしょに綴じてもよい。

- 8/3 (火) 期末試験、授業時間内課題の返却

開始時間は普通の授業時間とおなじ (16:20 開始)。何でも持ち込み可。

2 今回の課題

現代日本の社会保障における親族の位置づけについて述べよ。

教科書の参照箇所: III-11, VII-4, VIII-4, X-4, XI-5, XII-4

3 家族の経済学

「生産活動」とは

原料 + 生産設備 + 労働 → 生産物

何のために生産活動をするのか

→ 限りある資源を有効に使って、より幸福な生活を送るため

4 「福祉」(welfare) とは

- 個人の生活における幸福の度合い (この意味では「厚生」「well-being」ともいう)
- 幸福な生活を送るのに必要な基礎的条件を保障する制度

後者とはほぼ同じ意味を持つことばとして、「社会保障」(social security) が使われる。

自力で基礎的な生活条件を整えられるだけの財産や所得がある場合はそれでよいが、そうでない場合はどうするか: 子供、高齢者、(主婦/主夫)、病気、事故、障害、失業など

- 地域社会 (→ 頼母子講・無尽講)
- 家族
- 企業 (→ 従業員の福利厚生)
- 民間団体、ボランティア
- 政府 (国または市区町村)

発達した社会保障制度を持つ国家 = 「福祉国家」(welfare state)

生存権: 日本国憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

このような権利は、20 世紀前半に「基本的人権」の一部として欧米の憲法に書き込まれた。実際の制度が発達したのは 20 世紀後半。需要を重視する「ケインズ主義」経済成長政策の一部でもある。

5 日本の公的社会保障制度

社会保険と公的扶助が 2 本の柱である。

5.1 社会保険

「保険」(insurance) とは、確率的に起こる「事故」に対処するための仕組みのひとつ。小額の掛金を大勢から集めておき、不幸にして「事故」に遭った人への支援に使う。

「社会保険」とは、政府が責任を持つ強制加入型の保険のこと。一定の要件を満たす「被保険者」に特定の「事故」があったときに給付がおこなわれる。代表的なものとして、医療保険と年金保険がある。

医療保険: 病気や怪我によって診察・治療が必要になった被保険者に、医療機関での診察・治療を現物給付する。ただし、医療費の 3 割は被保険者が支払わなければならない。この制度の一環として、医療行為について標準の金額が定められている。

年金保険: 老齢・障害・死亡に対して、年金が毎月給付される。ただし、加入期間のうち 1/3 以上保険料を納めていないと、給付が受けられない。

いずれも、働きかたによって、ちがう制度が適用される。雇用者 (短時間雇用者を除く) については、会社が天引きして、会社の負担分 (被保険者本人が払うのと同額) とあわせておさめる (健康保険、共済保険、厚生年金保険)。それ以外の場合は、自分で市区町村に保険料をおさめる (国民健康保険、国民年金保険)。

医療保険については、被保険者に扶養されている親族 (3 親等以内) は「被扶養者」という資格で保険に参加できる。年金保険は、20 歳以上の全員が個人で加入している。

5.2 公的扶助

属性を問わず、貧困に陥った人に対して給付をおこなう制度。貧困であることを証明するための審査 (means test) を通過しなければならない。代表的なものとして、「生活保護」の制度がある。

生活保護: 厚生労働大臣が定める「最低生活費」以下の収入である場合、不足分が給付される。「最低生活費」は、世帯構成、年齢、地域、物価などに基づいて計算される。およそ、平均的な世帯の生活水準の半分くらいになるように設定される。

6 日本の社会保障における家族の位置

6.1 扶養順位問題

親族には扶養義務がある

「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある」(民法 877 条)

また、夫婦同士と、親が子を扶養する義務は、特別に強いものとされている (→生活保持の義務)。

これらの「私的扶養」が公的扶助よりも優先

→ 親族からの援助が受けられないか、受けてもまだ不足であることを示さないと、生活保護は受けられない。

6.2 近代家族と企業

子供は、通常、親に扶養されている (親権と生活保持の義務)。また夫婦間も互いに扶養の義務がある。子供と夫婦の福祉は基本的に家族にゆだねられており、公的な社会保障制度 (医療保険や家族手当) が補助的に使われる仕組みになっている。また、多くの企業では、正規労働者が手厚く保護されており、扶養家族のニーズに応じた手当てが支給されることが多い。

→ 「稼ぎ手」(breadwinner) モデルと「家族賃金」(教科書 III-11)

このような社会保障制度は、皆婚、性別役割分業、安定的な夫婦関係を前提とする

→ 未婚化、男女平等政策、離婚の増加はどのように社会保障制度を変えていくか?